

クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明

- 1 現在、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会（以下「小委員会」という。）において、クレジットカード等の交付・付与時の過剰与信規制について、下記の規制緩和策が議論されている。

記

- (1) 利用限度額10万円以下のクレジットカード等の交付・付与時は、指定信用情報機関への信用情報の照会義務（割賦販売法第30条の2第3項）及び基礎特定信用情報の登録義務（同法第35条の3の5第2項及び第3項）を免除すること
 - (2) クレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」を使用する場合には、支払可能見込額調査義務（同法30条の2第1項）を免除すること
 - (3) クレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」を使用する場合は、指定信用情報機関への信用情報の照会義務及び基礎特定信用情報の登録義務を免除すること
- 2 しかし、消費者にとって、クレジット契約は、利便性がある一方、支払能力を超えた利用がなされ、多重債務問題を引き起こす一因となったことから、過剰与信規制が導入された経緯がある。当会も、関係機関と連携し、多重債務問題に取り組んできたところであり、上記（1）ないし（3）の規制緩和策は、過剰与信規制導入の経緯に逆行するものとして、看過することはできない。

具体的な問題点を指摘すると、上記（1）については、少額であれば、多重債務のリスクが低いと一概には言えない。また、利用限度額10万円以下という制限も、10万円以下のクレジットカードを複数交付することで、容易に規制を回避することができる。

上記（2）及び（3）「技術やデータを活用した与信審査方法」についても、信用情報の照会を行わない以上、自己申告によることになり、すでに他社からの借入で多重債務状態にある者に対しても、クレジット与信することが可能となりかねない。

- 3 上記（1）ないし（3）の規制緩和策は、過剰与信規制の実効性を失わせることになりかねず、多重債務問題の解決の観点から容認することはできない。当会は、小委員会で議論されている過剰与信規制の規制緩和策に、強く反対するものである。

以上

2019年（令和元年）11月9日

長野県弁護士会

会長 相馬 弘昭